

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

北茨城市まち・ひと・しごと創生推進計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

茨城県北茨城市

3 地域再生計画の区域

茨城県北茨城市の全域

4 地域再生計画の目標

本市の総人口は、国勢調査によると 1995 年の 52,074 人をピークに減少傾向にあり、2020 年には 41,801 人まで落ち込みを見せている。住民基本台帳によると 2022 年には 41,913 人となっている。国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、2040 年には総人口が 28,709 人まで減少することが見込まれている。

年齢 3 区分別人口について 1995 年と 2020 年の国勢調査を比較すると、年少人口が約 53%減となる 4,368 人に、生産年齢人口が約 32%減となる 22,846 人まで減少する一方で、高齢者人口が約 60%増となる 14,335 人まで増加するなど、少子高齢化が加速していることがうかがえる。

自然動態では、出生率の低下や母親世代人口の減少の影響で一貫して出生数が減り続ける一方で、平均寿命の延びを背景に死亡数がそれほど増えず、1996 年までは自然増であった。しかし、1997 年に死亡数が出生数を上回り、1998 年にわずかに 1 人のみ出生数が死亡数を上回ったのを最後に自然減に転じている。2021 年には出生数 200 人、死亡数 564 人で 364 人の自然減となっている。なお、合計特殊出生率については、2013 年～2017 年人口動態保健所・市区町村別統計によると、1.41 となっており、人口置換水準である 2.07 を下回っている。

社会動態では、1997 年まで転入超過であったが、1998 年に転出超過（社会減）に転じた。その後、年によって変動はあるものの平均 300 人程度の転出超過となっており、平均を超える転出となっているのは、2005 年にカスミ、2006 年にジャスコと

大型スーパーが相次いで閉店した 2006 年（389 人）、リーマン・ショックが発生した 2008 年（425 人）、東日本大震災後の 2011 年（454 人）、2012 年（411 人）、2013 年（393 人）となっている。2021 年には転入数 902 人、転出数 1,225 人で 323 人の社会減となっている。

この人口減少の要因については、自然増減より社会増減の方が総人口に与える影響が大きく、結婚や出産、子育て、住居の取得などのプロセスで市外に転出していることが考えられる。

人口減少・少子高齢化の進展は、地域経済に対し、生産力の低下や消費市場の規模縮小だけではなく、深刻な担い手不足や技術・技能の継承が困難となるなど、広範な影響を与え、さらには、地域文化や地域コミュニティの維持・存続、高齢者人口の増加に伴う社会保障費の増大や税収の減少による行政サービスの低下等、まちづくり全体に影響を与えるおそれがあり、その影響を最小限に止めることは必要不可欠である。

これらの課題に対応するため、次の事項を基本目標に掲げ、若い世代の結婚・出産・子育てに対する希望の実現を図り自然増につなげる。また、移住や関係人口の創出を促進するとともに、安定した雇用の創出や時代にあった地域をつくることで、社会減を抑制する。これらの取組を市民と協働して行うことにより、将来にわたって活力ある地域社会を維持することとする。

- ・基本目標 1 安定した雇用を創出する
- ・基本目標 2 新しい人の流れをつくる
- ・基本目標 3 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえるとともに、誰もが活躍できる地域社会をつくる
- ・基本目標 4 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、他の地域と連携する

【数値目標】

5-2の ①に掲げ る事業	K P I	現状値 (計画開始時点)	目標値 (2024年度)	達成に寄与する 地方版総合戦略 の基本目標
ア	南中郷工業団地の分譲率	100%	100%	重点目標Ⅰ
	新規就農総合支援事業対象者 数(年当たり)	3人	2人	
イ	市町村間人口移動数 (人口社会減数)	△213人	△150人	重点目標Ⅱ
ウ	合計特殊出生率	1.41	1.57	重点目標Ⅲ
エ	北茨城市に住み続けたいと感 じる市民の割合	85.2%	90.0%	重点目標Ⅳ

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

- まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例(内閣府)：【A2007】

① 事業の名称

北茨城市まち・ひと・しごと創生推進事業

ア 安定した雇用を創出する事業

イ 新しい人の流れをつくる事業

ウ 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえ、誰もが活躍できる地域社会をつくる事業

エ 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、他の地域と連携する事業

② 事業の内容

ア 安定した雇用を創出する事業

中小企業や農林水産業の振興を図り、雇用の創出につなげる。

【具体的な事業】

- 企業誘致等の推進
 - ・ 企業の増設等への財政支援
 - ・ 新分野の進出・新規創業の支援 等
- 中小企業の競争力強化
 - ・ 商品開発や販路開拓等の支援
 - ・ 経営講習会の開催
 - ・ 創業スクールの開設
 - ・ 高校生向けの就職相談会 等
- 農林水産業の振興
 - ・ 農水産物のブランド化、6次産業化
 - ・ 観光業等との連携を通じた産業振興
 - ・ 雇用の場の創出、技術継承機会の確保
 - ・ 認定農業者増への取組
 - ・ 飼料米等への転作に対する助成 等

イ 新しい人の流れをつくる事業

魅力ある観光地域づくり、移住や二地域居住の促進、生涯学習センター分館「期待場」を拠点とした本市が有する芸術的な風土・資源を活かした「芸術によるまちづくり」の推進を通じた関係人口の創出等により、新しい人の流れをつくる。

【具体的な事業】

- 観光の振興
 - ・ 既存の観光資源の充実化
 - ・ 新たな観光資源の発掘、魅力あふれる観光商品の提供
 - ・ 観光情報発信力の強化 等
- 移住・定住の促進
 - ・ 空き家を活用した移住促進

- ・ 移住に関する情報発信の強化
- ・ 移住交流セミナーやツアーの実施 等
- 芸術によるまちづくり（関係人口の創出）
 - ・ 芸術活動をしている方の滞在制作や二地域居住の促進
 - ・ 芸術を活用した地域づくりの推進 等

ウ 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえ、誰もが活躍できる地域社会をつくる事業

結婚・妊娠・出産・子育てについて、切れ目のない支援を行う。また、女性の活躍等の観点から、男性の家事・育児への参画などの啓発を行い「ワーク・ライフ・バランス」の実現に向けての支援や、医療・介護・予防・生活支援が包括的に提供される地域包括ケアシステムの充実、市民の生涯学習活動の場の充実を図る。

【具体的な事業】

- 教育・保育施設の充実
 - ・ 教育・保育施設の利用定員の確保
- 子育て環境の整備
 - ・ 地域子育て支援拠点施設の充実化
 - ・ 女性が働きながら安心して子育てできる環境の整備 等
- 給食費の無償化
- 男女共同参画意識の啓発
 - ・ 男性の家事・育児への参画などの啓発 等
- 地域包括ケアシステムの強化
 - ・ 元気ステーションを中核とした医療・介護・予防の連携
 - ・ 疾病・介護予防や健康増進に向けた取組 等
- 生涯学習の推進
 - ・ 生涯学習センターを拠点とした活動の支援 等

エ 時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、他の地域と連携する事業

市民の誰もがICTの利便性を実感できる環境づくり、地域公共交通の利便性向上、健康都市づくりの推進を行う。また人口減少に対応した行

政運営が求められる中、一般廃棄物処理施設の整備について、高萩市と共同で施設整備事業を行う。

【具体的な事業】

- マイナンバーカードの普及推進
 - ・ マイナンバーカードの利便性向上・利活用シーンの拡大 等
- 地域公共交通の充実
- 健康都市づくりの推進
 - ・ 気軽にスポーツができる環境の整備
 - ・ スポーツ教室やニュースポーツを取り入れた事業の開催 等
- 一般廃棄物処理の広域化
 - ・ 新ごみ処理施設の整備

※ なお、詳細は第2期北茨城市創生総合戦略のとおり。

③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4の【数値目標】に同じ。

④ 寄附の金額の目安

50,000千円（2021年度～2024年度累計）

⑤ 事業の評価の方法（PDCAサイクル）

毎年度5月に外部有識者による効果検証を行い、翌年度以降の取組方針を決定する。検証後速やかに北茨城市公式WEBサイト上で公表する。

⑥ 事業実施期間

地域再生計画の認定の日から2025年3月31日まで

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から2025年3月31日まで